

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月11日
【届出者の氏名又は名称】	出光興産株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03)3213-9307
【事務連絡者氏名】	I R・広報室長 鳥山 公
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	出光興産株式会社 (東京都千代田区丸の内三丁目1番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、出光興産株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社エス・ディー・エス バイオテックをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社エス・ディー・エス バイオテック

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

新株予約権

平成17年8月22日開催の対象者臨時株主総会及び平成17年8月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

3【買付け等の目的】

(1) 公開買付けの概要

当社は、平成23年5月10日開催の当社取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部にその株式を上場している対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしました。

当社は、本公開買付けに際して、対象者との間で、平成23年5月10日付で資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております（その概要については、後記「(3) 本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。）。また、当社は、対象者の筆頭株主であるエム エイチ キャピタルパートナーズ ツー、エル・ピー。（以下「MHCP LP」といいます。）との間で、平成23年5月10日付で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、MHCP LPが保有する対象者株式4,181,500株（株式所有割合（注）53.39%）の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております（その概要については、後記「(5) 当社と対象者株主との間における応募に関する合意」をご参照ください。）。

本公開買付けは、対象者を当社の連結子会社とすることを目的とするものであることから、MHCP LPの保有株式数である4,181,500株（株式所有割合53.39%）を買付予定数の下限として設定しております。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,181,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。また、本公開買付けは、対象者株式の全ての取得又は上場廃止を企図するものではありませんが、MHCP LP以外の対象者の株主の皆様に対しても売却機会を確保するため、買付予定数の上限を設定していません。したがって、応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,181,500株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います（本公開買付けにより対象者株式が上場廃止となる見込み及びその事由については、後記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。）。

なお、対象者公表の平成23年5月10日付「出光興産株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明及び同社との資本業務提携に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者の取締役6名全員が出席した平成23年5月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方、対象者は、当該取締役会において、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者においても上場を維持することを希望していることから、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない山田FAS株式会社（以下「山田FAS」といいます。）から取得した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の普通株式についての本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねる旨を決議し、本新株予約権についても、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したのではなく、対象者においても上場を維持することを希望していること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付価格が1個1円とされていることから、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様判断に委ねる旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。

（注） 株式所有割合は、対象者が平成23年5月10日に提出した第44期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（7,806,300株）に、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の本新株予約権（25,060個）の行使により公開買付期間の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数（25,060株）を加算し、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数（75株）を控除した株式数（7,831,285株）を分母にして計算しております（なお、小数点以下第三位を四捨五入しています。）。以下同じです。

(2) 本公開買付けの目的及び背景

当社は、平成22年4月に、平成27年度をターゲットとする“長期ビジョン2015”及び平成22年度ないし平成24年度の実行計画となる“第3次連結中期経営計画”を発表し、「基盤事業」における競争力強化・海外成長市場への事業拡大、「資源事業」における生産規模拡大・探鉱開発強化、「高機能材事業」における環境配慮型商品の開発強化・グローバル展開による事業拡大の3つを基本戦略として、着実に中期経営計画を達成することにより、使命であるエネルギーの確保と有効利用、並びに高機能材事業の展開拡大を通じて、経済と環境の調和ある社会の発展に貢献すべく、取り組んでおります。

当社「高機能材事業」の一つであるアグリバイオ事業の農業分野においては、これまで、当社保有の微生物応用技術をコア技術として、各種生物農薬の開発、販売に注力し、環境保全型農業の推進に大きく貢献すべく、事業に取り組んでまいりました。しかしながら、農業生産現場では、除草等に関し、化学合成農薬の使用が不可欠であり、当社のアグリバイオ事業が、そのニーズに十分応え、真に環境保全型の農業現場で役に立つ事業として成長するためには、これまで培ってきた生物農薬のコア技術に加え、これを補完する化学農薬の品揃えをも充実させていくことが必要であると考えております。

また、当社は、アグリバイオ事業の成長・拡大のために、事業のさらなるグローバル展開を推し進めたいと考えております。アジア地域においては、人口増と経済発展に伴い、食の需要は大きく伸びており、それに伴い、水稲分野を中心に、化学農薬の需要も伸びていくと想定しております。一方、欧米においても、既にオーガニック農産物の市場が一定規模存在することから、オーガニック農産物の生産に必要な生物農薬の市場が存在し、かつ、年々伸びているところです（欧米における生物農薬の市場規模は約500億円と推定され、年率8～10%程度で伸びています。）。このような状況において、当社は、生物農薬分野における世界のトップメーカーを目指して、アライアンスやM&Aにも取り組みながら、さらなるグローバル展開を図りたいと考えております。

一方、対象者は、昭和43年の設立以来、農薬の製造・販売会社として、農業の現場で必須となる化学農薬の有力原体を保有すると同時に、環境保全型農業に対応可能な剤を保有しており、化学剤の品揃えに強みを持っています。また、対象者は、水稲除草剤に関して世界で戦える有力原体を保有し、アジア地域において既に事業活動を広く展開するとともに、世界の農薬各社との関係や技術陣のつながりを有するなど、事業のグローバル展開を進めております。

こうした状況の中で、当社は、平成22年8月頃より、対象者との間で、両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、対象者を当社の連結子会社として企業結合した上、両社の強みを融合することでシナジーを実現し、特色ある農薬事業を国内外に展開していくことが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であるとの認識において一致し、平成23年5月10日付で本資本業務提携契約を締結し、当社は、その一環として本公開買付けを実施することにいたしました。

(3) 本資本業務提携契約の概要

当社及び対象者は、当社が対象者を連結子会社化した上で、両社の経営資源等を相互に最大限活用しながら農業事業全般における包括的な業務提携を行うことにより、相互の利益拡大及び企業価値向上を図ることを目的として、平成23年5月10日付で本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

公開買付けの実施

当社は、対象者を当社の連結子会社とするため、本公開買付けを実施する。

公開買付けへの賛同表明

- () 対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する。
- () 対象者は、公開買付け期間の末日までの間、本公開買付けに対する賛同意見を維持し、これを撤回しない。
- () 公開買付け期間中、当社以外の者が対象者の株券等について公開買付けを開始した場合、対象者は、当該公開買付けの条件にかかわらず、当社の書面による同意を得ない限り、当該公開買付けについて、賛同する旨の意見を表明しない。

誠実交渉・専属交渉

当社及び対象者は、本資本業務提携契約の目的の実現に向けて、誠実に協議・対応する義務を負い、本公開買付けによる当社の株式取得の可否が確定するまでの間、本資本業務提携契約の目的の実現を妨げうる行為等をしてはならない。役員の派遣等

- () 対象者は、本公開買付けが成立した場合、公開買付けの結果公表日から3週間以内の日を議決権の行使に関する基準日とし、当該基準日から6週間以内の日を開催日とする臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を招集し、当該臨時株主総会に、当社が指名する取締役候補者2名を取締役に選任する旨の議案及び当社が指名する監査役候補者1名を監査役に選任する旨の議案を付議する。
- () 本臨時株主総会后（上記（ ）に基づき選任される取締役及び監査役の任期満了後を含む。）の対象者の役員構成については、当社と対象者との間で協議の上決定する。ただし、当社は、対象者の取締役のうち少なくとも2名以上及び対象者の監査役のうち少なくとも1名以上について、指名することができるものとし、対象者は、当社が取締役候補者又は監査役候補者を指名した場合、対象者の株主総会に、当該候補者を取締役又は監査役に選任する旨の議案を付議する。なお、当社による対象者株式の譲渡その他の事由により、対象者の議決権の総数に対する当社の有する対象者株式に係る議決権の数の割合が50%未満となった場合には、上記ただし書の規定は適用しない。

人事制度

当社による対象者の連結子会社化後の対象者の従業員の雇用継続、雇用条件その他人事制度については、対象者の現行制度を基に、当社・対象者協議の上決定する。

重要事項の協議

対象者は、当社による対象者の連結子会社化後、定款の変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、事業の譲渡又は譲受け、その他一定の重要事項を決定する場合には、事前に、当社と協議する。

本公開買付け後の対象者株式の取引制限

- () 当社は、本資本業務提携契約締結日から3年が経過するまでの間、対象者が事前に書面により同意した場合を除き、その所有する対象者株式の全部又は一部を、売却し、譲渡し、質入し、又はその他の方法で処分し、又はかかる合意をしてはならない。
- () 当社は、本資本業務提携契約締結日後、新たに対象者の株式を取得する場合（本公開買付けにより取得する場合を除く。）には、あらかじめ対象者に通知するものとする。
- () 当社は、上記（ ）に規定する期間の後、自らが所有する対象者の株式を譲渡する場合には、あらかじめ対象者に通知するものとする。

業務提携

当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、相互の利益拡大及び企業価値向上を目的として、以下の業務提携を行う。

- () 天然系農薬等大型新規剤の共同開発
- () 出光アグリ株式会社向けの商品開発及び販売
- () アジアを中心とした世界市場への共同展開
- () 対象者の大型剤買収案件の当社による支援
- () 当社の欧米を中心とした世界市場における生物農薬事業拡大に向けた対象者による支援

上場維持

当社及び対象者は、本資本業務提携契約締結日時点において、対象者株式についての上場廃止を企図しておらず、本公開買付けの結果、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社・対象

者間で、上場廃止基準への対応について誠実に協議するものとする。なお、当社及び対象者は、対象者の少数株主の利益を踏まえ、双方協議・合意の上、当社による対象者の完全子会社化等（当社及び特定の対象者株主のみが対象者の発行済株式の全てを保有することとなるような手続を含む。）の諸策を講じることができるものとし、この場合、対象者株式が上場廃止になる可能性があることを了承する。

契約の終了

- () 当社及び対象者は、本公開買付けが開始されるまでの間、相手方に契約違反又は表明保証違反があった場合等には、本資本業務提携契約を解除することができる。
- () 当社及び対象者は、本公開買付けの成立後、相手方に重大な契約違反又は表明保証違反があり、相手方に対する催告後30日以内にそれが解消されない場合等には、本資本業務提携契約を解除することができる。
- () 対象者は、上記 ()、() 又は の義務を履行することが、対象者の企業価値向上の観点に照らして明らかに不合理であり、対象者の取締役の善管注意義務違反になると合理的に判断される事由が発生した場合、本資本業務提携契約を解除することができる。ただし、この場合、対象者は、解除に先立ち、当社に当該事由の内容を通知し、当社が対応について検討・協議する十分な期間を確保しなければならないものとし、かつ、当社との間で、解除の回避に向け、誠実に協議するものとする。
- () 当社が本公開買付けの撤回等を行った場合、本公開買付けが不成立となった場合、又は本公開買付けの成立後、対象者の株式が上場廃止となった場合には、本資本業務提携契約は当然に終了する。

(4) 本公開買付け後の経営方針

当社は、対象者の「有用動植物保護と防疫を目的に、研究開発を行い、安全で有用な商品を提供し、地球環境保護と豊かな社会作りへの貢献を通じて、企業価値を高め、すべてのステークホルダーの期待と信頼に応えられる事業活動を進める」という経営理念に賛同いたします。

当社と対象者は、本公開買付け後、それぞれの特色ある農業事業を行いつつ、シナジーを発揮するための具体的な取組みを実行していきます。取組みとして、天然系農薬等大型新規剤の共同開発（例えば、当社の発酵技術と対象者の農薬評価技術のシナジーにより、天然系農薬の一つである発酵系農薬の開発を行っていきます。発酵系農薬については単一の商品で世界の売上が50～100億円の大型商品が上市されています。開発は大きな市場が期待できる水稲向け殺虫剤をターゲットにします。）、出光アグリ株式会社向けの商品開発及び販売（平成23年4月1日設立の当社連結子会社である出光アグリ株式会社の普及、販売力を活用し、対象者直売商品の拡販を行います。）、アジアを中心とした世界市場への共同展開（特にアジアに関しては、対象者は、既に、フィリピン、韓国で事業を展開していますが、今後、水稲分野に本格的に進出するにあたり、当社の中国、ベトナム等のアジアのネットワークを活用していきます。）、対象者の大型剤買収案件の当社による支援（対象者は水稲分野の化学農薬を重点品目として、開発・導入を図っていきます。対象者による大型剤の買収案件に対して当社は支援を行っていきます。）、当社の欧米を中心とした世界市場における生物農薬事業拡大に向けた対象者による支援（対象者の各国における農薬会社との関係や技術陣のつながりを活用します。）などを本資本業務提携契約において確認しています。

さらに、当社は、本公開買付け後、対象者へ取締役及び監査役を派遣し、今後の両社の事業拡大等、資本業務提携によるシナジーを着実に顕在化させ、対象者と緊密かつ友好的な協力関係を構築しつつ、当社及び対象者の持続的な成長を図ってまいります。なお、対象者は、本公開買付けが成立した場合、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会に、当社が指名する取締役候補者2名を取締役に選任する旨の議案及び当社が指名する監査役候補者1名を監査役に選任する旨の議案を付議することとしています（その他、本資本業務提携契約における合意内容については、前記「(3) 本資本業務提携契約の概要」をご参照ください。）。

(5) 当社と対象者株主との間における応募に関する合意

当社は、対象者の筆頭株主であるMHCP LPとの間で、平成23年5月10日付で本応募契約を締結しております。

本応募契約において、MHCP LPは、()本応募契約に規定する当社の表明及び保証(当社の適法な設立・有効な存続、本応募契約を締結し履行する権限の存在、本応募契約締結に必要な手続の履践、本応募契約の規定への拘束、本応募契約の締結及び履行の関係法令・契約等との抵触の不存在、本応募契約の締結及び履行に必要な許認可等の取得、倒産等手続又は解散手続の不存在等の事項についての表明及び保証)が真実かつ正確であること、()当社が本応募契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務(本公開買付けを開始する義務、秘密保持義務、本応募契約上の地位・権利義務を第三者に譲渡等してはならない義務)をすべて履行又は遵守していること、()本公開買付けが有効に開始されていること、()対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議(以下「賛同決議」といいます。)が行われ、対象者によりその内容が公表されており、かつ、対象者の取締役会において、賛同決議を撤回する旨の決議が行われていないことを前提条件として、MHCP LPが保有する対象者の株式4,181,500株(株式所有割合53.39%)の全部について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、MHCP LPが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

また、本応募契約において、MHCP LPは、本応募契約締結後、本公開買付けによるMHCP LPの保有株式の決済が終了する日よりも前の日を議決権の行使に関する基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会において、当社の指図に従って、その議決権を行使する(ただし、当該株主総会の開催日までに、本公開買付けが不成立となった場合(当社が本公開買付けの撤回等を行った場合を含む。)は、この限りではない。)旨の合意をしております。

なお、本応募契約において、当社及びMHCP LPは、相手方の行った表明及び保証が重大な点において真実又は正確でないことが判明した場合、相手方が本応募契約上の義務に重大な違反をした場合、対象者において賛同決議が行われなかった場合又は対象者において賛同決議を撤回する旨の取締役会決議が行われた場合等には、本応募契約を解除することができるものとされているほか、当社が本公開買付けの撤回等を行ったとき及び本公開買付けが不成立となったときは、本応募契約は当然に終了するものとされています。ただし、本応募契約上、本応募契約が解除等により終了した場合であっても、MHCP LPが自らの判断で本公開買付けに応募することは禁止又は制限されておられません。

(6) 買付価格の公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、本公開買付けにおける買付価格の公正性を担保するため、以下のような措置を講じています。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)より平成23年5月9日に提出された株式価値算定書(以下「本株式価値算定書」といいます。)を参考にしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。なお、当社は、野村證券から、買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：431円～540円

類似会社比較法：435円～1,082円

DCF法：604円～1,380円

市場株価平均法では、平成23年5月6日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値(それぞれ、540円、504円、443円、433円、431円、各終値平均値については小数点以下四捨五入。)を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、431円～540円と分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は435円～1,082円と分析しております。

DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、604円～1,380円と分析しております。

当社は、本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対する事業・財務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議の結果、及び本応募契約の相手方であるMHCP LPとの協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、普通株式の買付

価格を1株当たり960円と決定いたしました。

本公開買付けにおける普通株式の買付価格960円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年5月9日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値430円に対して123.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年5月9日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の終値の平均値440円（小数点以下四捨五入）に対して118.18%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年5月9日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の終値の平均値499円（小数点以下四捨五入）に対して92.38%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年5月9日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の終値の平均値539円（小数点以下四捨五入）に対して78.11%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成23年5月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値428円に対して124.30%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

なお、本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、対象者の取締役及び使用人に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において、対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要するとされております。したがって、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、本新株予約権の買付価格は、1個につき1円と決定しております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本公開買付けにおける買付価格の評価を行うに当たり、その公正性を担保すべく、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない山田FASに対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。

山田FASは、対象者取締役会から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を行い、対象者は、山田FASから平成23年5月9日に、下記の各方式による分析結果の意味するところの説明を受けるとともに、対象者の普通株式の価値の算定結果について報告を受けたとのことです。なお、対象者は、山田FASから買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法：431円～547円

類似会社比較法：936円～1,093円

DCF法：917円～1,121円

市場株価平均法では、算定基準日を平成23年5月6日として、それぞれ株価及び取引量を観測して算定基準日終値（431円）、算定基準日までの直近1ヶ月平均（440円）、直近3ヶ月平均（502円）及び直近6ヶ月平均（547円）を基に株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が431円から547円と分析されているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を分析し、1株当たりの株式価値が936円から1,093円と分析されているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者の事業のリスク要因を協議・確認した上で、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素が考慮された平成22年12月期以降の将来の収益予想に基づき対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や株式価値が分析され、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は917円から1,121円までと分析されているとのことです。なお、当社とのシナジー効果については、定量的な分析は精査中であるため、その効果については収益予想において織り込まれていないとのことです。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者の意思決定過程における公正性・適正性を確保するため、対象者、MHCP LP及び当社から独立したリーガルアドバイザーである伊藤見富法律事務所から、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について、必要な法的助言を受けているとのことです。

対象者取締役会における取締役全員による承認

対象者プレスリリースによれば、平成23年5月10日に開催された対象者取締役会においては、対象者取締役の6名全員が出席し、山田FASから取得した株式価値算定書及び助言、伊藤見富法律事務所から得た法的助言、その他関連する資料を踏まえれば、当社の計画に賛同することが、対象者の中長期的な企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。その上で、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けに賛同意見を表明するとともに、前記「(1) 公開買付けの概要」に記載の理由から、対象者の普通株式に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断を委ねる旨、及び本新株予約権に対する本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場を

取り、新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議しているとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(7) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の株式は、東京証券取引所市場第二部に上場されているところ、対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付け後も対象者株式について上場を維持することを希望しているとのことであり、また、当社も、対象者株式全ての取得又は上場廃止を企図しておりません。もっとも、本公開買付けにおいては、MHCP LP以外の対象者株主の皆様に対しても売却機会を確保する目的から上限を設けていないため、本公開買付けにおける結果次第では、対象者の株式は東京証券取引所の定める上場廃止基準のうち、株主数が、事業年度の末日において400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき、流通株式（上場株式のうち、役員（取締役、会計参与、監査役、執行役）の所有株式、発行済株式数の10%以上を所有する株主の所有株式（明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。）及び自己株式等を除いたもの）の時価総額が、事業年度の末日において5億円未満（平成23年12月末までの間は、3億円未満）である場合において、1年以内に5億円以上（平成23年12月末までの間は3億円以上）とならないとき等の上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て、上場廃止となる可能性があります。対象者株式が上場廃止となった場合には、対象者株式は東京証券取引所において取引をすることができなくなります。

本公開買付けの結果、万一、対象者の株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社は、対象者との間で、上場廃止の回避に向けた対応も含め、誠実に協議いたしますが、対象者の少数株主の利益を踏まえ、対象者の完全子会社化等（当社及び特定の対象者株主のみが対象者の発行済株式の全てを保有することとなるような手続きを含みます。）の諸策を検討する可能性があります。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けが対象者の上場廃止を企図したものではないことから、本公開買付けの開始に先立ち、対象者の安定株主として対象者の株式を保有している取引先等12社（総持株数2,131,400株、総株式所有割合27.22%）に対し、本公開買付けに応募せず、本公開買付け後も継続して対象者株式を保有するよう要請したとのことです。

当社及び対象者が、双方協議・合意の上、当社による対象者の完全子会社化等（当社及び特定の対象者株主のみが対象者の発行済株式の全てを保有することとなるような手続きを含みます。）の諸策を講じる場合、対象者の株式は上場廃止となる可能性があります。また、その場合には、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）等の法令における所定の手続きに従い、対象者の当該時点における他の株主に対して、対象者株式と引き換えに、その対価として当社の株式、金銭その他財産を適切な条件で交付することとなります。詳細については決定次第開示いたします。当社が当該諸策を講じるにあたって、会社法第784条第1項に定める略式組織再編の制度を活用する場合には、対象者における株主総会を要せずに、当該諸策が実行されることとなります。

(8) 本公開買付けの後、対象者の株券等をさらに取得する予定の有無、理由、内容（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、対象者を当社の連結子会社とすることを企図しておりますが、対象者株式全ての取得又は上場廃止は企図しており、現時点で、本公開買付け後に、対象者の株券等の追加取得を行うことは予定しておりません。ただし、上記「(7) 上場廃止となる見込み及びその事由」に記載のとおり、当社及び対象者は、双方協議・合意の上、当社による対象者の完全子会社化等（当社及び特定の対象者株主のみが対象者の発行済株式の全てを保有することとなるような手続きを含みます。）の諸策を講じる場合があります。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年5月11日（水曜日）から平成23年6月8日（水曜日）まで（21営業日）
公告日	平成23年5月11日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成23年6月21日（火曜日）までとなります。

【期間延長の確認連絡先】

連絡先 出光興産株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
(03) 3213 - 9307
I R・広報室
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき、金960円
新株予約権証券	本新株予約権 1 個につき、金 1 円
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券 ()	-
株券等預託証券 ()	-
算定の基礎	<p>(1) 普通株式</p> <p>当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券より提出された本株式価値算定書を参考にしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。</p> <p>本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法：431円～540円 類似会社比較法：435円～1,082円 DCF法：604円～1,380円</p> <p>市場株価平均法では、平成23年5月6日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の、直近6ヶ月間の終値平均値、直近3ヶ月間の終値平均値、直近1ヶ月間の終値平均値、直近5営業日の終値平均値及び基準日終値（それぞれ、540円、504円、443円、433円、431円。各終値平均値については小数点以下四捨五入。）を基に、対象者の普通株式の1株当たりの価値は、431円～540円と分析しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式の1株当たりの価値は435円～1,082円と分析しております。</p> <p>DCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析する手法であり、これにより対象者の普通株式の1株当たりの価値は、604円～1,380円と分析しております。</p> <p>当社は、本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議の結果、及び本応募契約の相手方であるMHCP LPとの協議・交渉の結果を踏まえ、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、普通株式の買付価格を1株当たり960円と決定いたしました。</p>

	<p>本公開買付けにおける普通株式の買付価格960円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成23年5月9日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値430円に対して123.26%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年5月9日までの過去1ヵ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の終値の平均値440円（小数点以下四捨五入）に対して118.18%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年5月9日までの過去3ヵ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の終値の平均値499円（小数点以下四捨五入）に対して92.38%（小数点以下第三位四捨五入）、平成23年5月9日までの過去6ヵ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の終値の平均値539円（小数点以下四捨五入）に対して78.11%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。また、本書提出日の前営業日である平成23年5月10日の東京証券取引所における対象者普通株式の終値428円に対して124.30%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。</p> <p>(2) 新株予約権</p> <p>本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、対象者の取締役及び使用人に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において、対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要するとされており、したがって、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、上記のとおり、本新株予約権の買付価格は、1個につき1円と決定しております。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>(買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社「高機能材事業」の一つであるアグリバイオ事業の農業分野においては、これまで、当社保有の微生物応用技術をコア技術として、各種生物農薬の開発、販売に注力し、環境保全型農業の推進に大きく貢献すべく、事業に取り組んでまいりました。しかしながら、農業生産現場では、除草等に関し、化学合成農薬の使用が不可欠であり、当社のアグリバイオ事業が、そのニーズに十分応え、真に環境保全型の農業現場で役に立つ事業として成長するためには、これまで培ってきた生物農薬のコア技術に加え、これを補完する化学農薬の品揃えをも充実させていくことが必要であると考えております。</p> <p>また、当社は、アグリバイオ事業の成長・拡大のために、事業のさらなるグローバル展開を推し進めたいと考えております。アジア地域においては、人口増と経済発展に伴い、食の需要は大きく伸びており、それに伴い、水稲分野を中心に、化学農薬の需要も伸びていくと想定しております。一方、欧米においても、既にオーガニック農産物の市場が一定規模存在することから、オーガニック農産物の生産に必要な生物農薬の市場が存在し、かつ、年々伸びているところ（欧米における生物農薬の市場規模は約500億円と推定され、年率8～10%程度で伸びています。）。このような状況において、当社は、生物農薬分野における世界のトップメーカーを目指して、アライアンスやM & Aにも取り組みながら、さらなるグローバル展開を図りたいと考えております。</p> <p>一方、対象者は、昭和43年の設立以来、農薬の製造・販売会社として、農業の現場で必須となる化学農薬の有力原体を保有すると同時に、環境保全型農業に対応可能な剤を保有しており、化学剤の品揃えに強みを持っています。また、対象者は、水稲除草剤に関して世界で戦える有力原体を保有し、アジア地域において既に事業活動を広く展開するとともに、世界の農薬各社との関係や技術陣のつながりを有するなど、事業のグローバル展開を進めております。</p> <p>こうした状況の中で、当社は、平成22年8月頃より、対象者との間で、両社の企業価値向上について協議を重ねてまいりました。その結果、当社と対象者は、対象者を当社の連結子会社として企業結合した上、両社の強みを融合することでシナジーを実現し、特色ある農薬事業を国内外に展開していくことが、両社の企業価値向上にとって非常に有益であるとの認識において一致し、平成23年5月10日付で本資本業務提携契約を締結し、当社は、その一環として本公開買付けを実施することにいたしました。</p>

(1) 普通株式

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より本株式価値算定書を平成23年5月9日に取得しております（なお、当社は、野村證券から、買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法：431円～540円

類似会社比較法：435円～1,082円

DCF法：604円～1,380円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、本株式価値算定書の算定結果に加え、対象者に対する事業・法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議の結果、及び本応募契約の相手方であるMHCP LPとの協議・交渉の結果を踏まえ、平成23年5月10日開催の取締役会において、本公開買付けにおける普通株式の買付価格を1株当たり960円と決定いたしました。

(2) 新株予約権

本公開買付けの対象には、本新株予約権も含まれますが、本新株予約権は、対象者の取締役及び使用人に対するストック・オプションとして発行されたものであり、本新株予約権の行使の条件として、本新株予約権の新株予約権者は、権利行使時において、対象者又は対象者の子会社の取締役、監査役又は従業員等の地位にあることを要するとされております。したがって、当社は、本公開買付けにより本新株予約権を買付けたとしても、これを行使できないと解されることから、平成23年5月10日開催の取締役会において、本公開買付けにおける本新株予約権の買付価格を1個につき1円と決定いたしました。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,181,500 (株)	4,181,500 (株)	- (株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(4,181,500株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注4) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(以下「最大買付数」といいます。)は、7,831,285株となります。これは、対象者が平成23年5月10日に提出した第44期第1四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の発行済株式総数(7,806,300株)に、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の本新株予約権(25,060個)の目的である対象者株式の数(25,060株)を加え、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数(75株)を控除した数です。
- (注5) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	41,815
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年5月11日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年5月11日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成22年12月31日現在)(個)(j)	78,059
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	53.40
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	53.40

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(4,181,500株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 本公開買付けにおいては、MHCP LPの保有株式数(4,181,500株)を買付予定の株券等の数としていることから、「aのうち潜在株券等に係る議決権の数(b)」は「 」としております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成23年5月10日に提出した第44期第1四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の発行済株式総数(7,806,300株)に、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の本新株予約権(25,060個)の行使により公開買付期間の末日までに発行又は移転される可能性のある対象者株式の最大数(25,060株)を加算し、同四半期報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の保有する自己株式数(75株)を控除した株式数(7,831,285株)に係る議決権の数(78,312個)を分母として計算しております。

(注4) 応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等に係る議決権の数は最大で78,312個(最大買付数7,831,285株に係る議決権の数)、「買付け等を行った後における株券等所有割合」は最大で100.00%となります。

(注5) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画をあらかじめ届け出なければならず（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）、同条第8項により、事前届出受理の日から30日を経過するまでは、本株式取得をすることができません（以下、株式の取得が禁止される当該期間を「待機期間」といいます。）。

公開買付者は、平成23年2月25日（金曜日）付で公正取引委員会に対し事前届出を行い、同日付で受理されており、待機期間は平成23年3月27日（日曜日）の経過をもって終了いたしました。また、公開買付者は、公正取引委員会から、独占禁止法第49条第5項に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けておらず、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）は終了しております。

なお、公開買付者は、本株式取得について、公正取引委員会に対する事前相談は行っていません。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成23年3月28日（月曜日）（措置期間の終了による）

許可等の番号 公経株第210号（事前届出における受理番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法による応募の受付は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって行います。ただし、インターネットを利用した方法であっても、公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

普通株式の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の普通株式が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の普通株式が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本新株予約権の応募に際しては、「公開買付応募申込書」とともに、本新株予約権に係る新株予約権証券をご提出ください。また、本新株予約権には、譲渡について対象者取締役会の承認を要する旨の制限が付されておりますので、新株予約権者の請求により対象者によって発行される「譲渡承認通知書」をご提出ください。さらに、公開買付けの成立を条件とする新株予約権原簿の名義書換の請求に必要な書類もご提出ください。新株予約権証券の具体的な発行手続、譲渡承認請求の具体的な方法、名義書換の請求に必要な書類につきましては、対象者にお早めにお問合せ下さい。なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法では、応募の受付を行いません。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法を利用した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 外国人登録証明書 旅券（パスポート） 国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの）

本人確認書類は、有効期限内である必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ジョイに新規に口座を開設する場合、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）より、口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注2） 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なお質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（2）【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（その他の野村證券株式会社全国各支店）

（3）【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「（2）契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「（4）株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

（4）【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,014,240,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	90,000,000
その他(c)	3,900,000
合計(a) + (b) + (c)	4,108,140,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(4,181,500株)に1株当たりの買付価格(960円)を乗じた金額を記載しております。ただし、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、最大買付数(7,831,285株)の全てを買付けた場合の買付代金は、7,518,033,600円になり、この場合に、「買付手数料(b)」及び「その他(c)」を加えた合計額は、7,611,933,600円となります。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	33,264,438
計(a)	33,264,438

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
	計			-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

33,264,438千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成23年6月15日(水曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、決済の開始日は平成23年6月28日(火曜日)となります。

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。

普通株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（普通株式を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。本新株予約権については、本新株予約権の応募に際して提出された書類（前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(1) 応募の方法」に記載した書類）を応募株主等の指示により応募株主等への交付又は応募株主等への住所への郵送により返還します。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,181,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（4,181,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

年月日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年月日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

(2)【経理の状況】

【連結貸借対照表】

【連結損益計算書】

【連結株主資本等変動計算書】

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)平成22年6月25日関東財務局長に提出

□【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）平成23年2月14日関東財務局長に提出

八【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

出光興産株式会社東海北陸支店

（愛知県名古屋市中区栄二丁目1番1号）

出光興産株式会社関西支店

（大阪府大阪市北区茶屋町19番19号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

該当事項はありません。

【所有株券等の数】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

- (1) 対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の取締役6名全員が出席した平成23年5月10日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが対象者の中長期的な企業価値の向上に資すると判断し、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議したとのことです。一方、対象者は、当該取締役会において、対象者取締役全員の一致により、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者においても上場を維持することを希望していることから、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であり、かつ関連当事者に該当しない山田FASから取得した対象者の株式価値の算定結果に照らせば、買付価格は妥当と考えられるものの、対象者の普通株式についての本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨を決議し、本新株予約権についても、本公開買付けは対象者の普通株式の上場廃止を企図したものではなく、対象者においても上場を維持することを希望していること、本新株予約権がストック・オプションであること、本新株予約権についての買付価格が1個1円とされていることから、本新株予約権についての本公開買付けに応募するか否かについては、新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役3名全員（社外監査役2名を含みます。）が出席し、いずれも、対象者取締役会が上記の意見を表明することに異議がない旨の意見を述べたとのことです。
- (2) 当社及び対象者は、当社が対象者を連結子会社化した上で、両社の経営資源等を相互に最大限活用しながら農業事業全般における包括的な業務提携を行うことにより、相互の利益拡大及び企業価値向上を図ることを目的として、平成23年5月10日付で本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

公開買付けの実施

当社は、対象者を当社の連結子会社とするため、本公開買付けを実施する。

公開買付けへの賛同表明

- () 対象者は、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明する。
- () 対象者は、公開買付期間の末日までの間、本公開買付けに対する賛同意見を維持し、これを撤回しない。
- () 公開買付期間中、当社以外の者が対象者の株券等について公開買付けを開始した場合、対象者は、当該公開買付けの条件にかかわらず、当社の書面による同意を得ない限り、当該公開買付けについて、賛同する旨の意見を表明しない。

誠実交渉・専属交渉

当社及び対象者は、本資本業務提携契約の目的の実現に向けて、誠実に協議・対応する義務を負い、本公開買付けによる当社の株式取得の可否が確定するまでの間、本資本業務提携契約の目的の実現を妨げうる行為等をしてはならない。

役員のパ遣等

- () 対象者は、本公開買付けが成立した場合、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会に、当社が指名する取締役候補者2名を取締役に選任する旨の議案及び当社が指名する監査役候補者1名を監査役に選任する旨の議案を付議する。
- () 本臨時株主総会后（上記()に基づき選任される取締役及び監査役の任期満了後を含む。）の対象者の役員構成については、当社と対象者との間で協議の上決定する。ただし、当社は、対象者の取締役のうち少なくとも2名以上及び対象者の監査役のうち少なくとも1名以上について、指名することができるものとし、対象者は、当社が取締役候補者又は監査役候補者を指名した場合、対象者の株主総会に、当該候補者を取締役又は監査役に選任する旨の議案を付議する。なお、当社による対象者株式の譲渡その他の事由により、対象者の議決権の総数に対する当社の有する対象者株式に係る議決権の数の割合が50%未満となった場合には、上記ただし書の規定は適用しない。

人事制度

当社による対象者の連結子会社化後の対象者の従業員の雇用継続、雇用条件その他人事制度については、対象者の現行制度を基に、当社・対象者協議の上決定する。

重要事項の協議

対象者は、当社による対象者の連結子会社化後、定款の変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転、事業の譲渡又は譲受け、その他一定の重要事項を決定する場合には、事前に、当社と協議する。

本公開買付け後の対象者株式の取引制限

- () 当社は、本資本業務提携契約締結日から3年が経過するまでの間、対象者が事前に書面により同意した場合を除き、その所有する対象者株式の全部又は一部を、売却し、譲渡し、質入し、又はその他の方法で処分し、又はかかる合意をしてはならない。
- () 当社は、本資本業務提携契約締結日後、新たに対象者の株式を取得する場合（本公開買付けにより取得する場合を除く。）には、あらかじめ対象者に通知するものとする。
- () 当社は、上記()に規定する期間の後、自らが所有する対象者の株式を譲渡する場合には、あらかじめ対象者に通知するものとする。

業務提携

当社及び対象者は、本公開買付けが成立した場合、相互の利益拡大及び企業価値向上を目的として、以下の業務提携を行う。

- () 天然系農薬等大型新規剤の共同開発
- () 出光アグリ株式会社向けの商品開発及び販売
- () アジアを中心とした世界市場への共同展開
- () 対象者の大型剤買収案件の当社による支援
- () 当社の欧米を中心とした世界市場における生物農薬事業拡大に向けた対象者による支援

上場維持

当社及び対象者は、本資本業務提携契約締結日時点において、対象者株式についての上場廃止を企図しておらず、本公開買付けの結果、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、当社・対象者間で、上場廃止基準への対応について誠実に協議するものとする。なお、当社及び対象者は、対象者の少数株主の利益を踏まえ、双方協議・合意の上、当社による対象者の完全子会社化等（当社及び特定の対象者株主のみが対象者の発行済株式の全てを保有することとなるような手続を含む。）の諸策を講じることができるものとし、この場合、対象者株式が上場廃止になる可能性があることを了承する。

契約の終了

- () 当社及び対象者は、本公開買付けが開始されるまでの間、相手方に契約違反又は表明保証違反があった場合等には、本資本業務提携契約を解除することができる。
- () 当社及び対象者は、本公開買付けの成立後、相手方に重大な契約違反又は表明保証違反があり、相手方に対する催告後30日以内にそれが解消されない場合等には、本資本業務提携契約を解除することができる。
- () 対象者は、上記()、()又は()の義務を履行することが、対象者の企業価値向上の観点に照らして明らかに不合理であり、対象者の取締役の善管注意義務違反になると合理的に判断される事由が発生した場合、本資本業務提携契約を解除することができる。ただし、この場合、対象者は、解除に先立ち、当社に当該事由の内容を通知し、当社が対応について検討・協議する十分な期間を確保しなければならないものとし、かつ、当社との間で、解除の回避に向け、誠実に協議するものとする。
- () 当社が本公開買付けの撤回等を行った場合、本公開買付けが不成立となった場合、又は本公開買付けの成立後、対象者の株式が上場廃止となった場合には、本資本業務提携契約は当然に終了する。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第二部						
	月別	平成22年11月	12月	平成23年1月	2月	3月	4月
最高株価	585	590	643	649	595	480	432
最低株価	535	533	558	553	384	426	427

(注) 平成23年5月については、5月10日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数（単位）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数の割合（％）	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第42期(自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日) 平成22年 3月26日関東財務局長に提出
事業年度 第43期(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日) 平成23年 3月30日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第44期第 1 四半期(自 平成23年 1月 1日 至 平成23年 3月31日) 平成23年 5月10日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5【その他】

該当事項はありません。